

バリアフリー基本構想 改定素案について

令和8年度 第1回 さいたま市バリアフリー専門部会
令和8年7月31日



基本構想の改定

資料の役割について

本日は、資料1で全体像を確認し、資料2で具体箇所を確認します

資料	役割
資料1 本資料	改定までの流れと、章ごとの主な改定ポイントを確認
資料2 改定素案	改定素案 [赤字・・・現行の基本構想から変更した箇所 黄色マーカー・・・前回部会から変更した箇所]
参考資料1 前回確認事項	前回部会で確認が必要だった事項への回答



基本構想改定に向けたこれまでの検討経過

これまで

- R7.8**
R7第1回
専門部会
改定方針・まちあるき
方針を説明
- R7秋**
まちあるき
勉強会
武蔵浦和・北浦和・
市民会館おおみやを確認
- R8.1**
R7第2回
専門部会
改定素案を提示し、
主な意見を聴取
- R8.2~7**
関係課・事業者
照会／データ更新
特定事業、現況
データ等を更新
- 本日**
**R8第1回
専門部会**
主な変更点を確認
し、意見を聴取

これから

- R8.9**
議会報告
- R8.10~11**
パブリック
コメント
- R8.12頃**
意見整理
素案修正
- R9.1頃**
R8第2回
専門部会
- R9.3**
基本構想
改定

基本構想の改定

今回のバリアフリー専門部会の目的

前回専門部会や関係部局・事業者からいただいたご意見を踏まえて整理した改定素案について、主な修正点を説明し、内容の共有及び確認をいただくことを目的とする。



基本構想の改定

改定素案は、第1章から第4章の流れで確認します

ここでは基本構想の章立てを確認し、次のスライドから各章の主な改定ポイントを説明します。

第1章 はじめに

制度・社会状況
現況データ更新

第2章 全体構想

基本方針
取組方針・推進体制

第3章 重点整備地区

各地区の基本構想、
特定事業

第4章 推進地区

推進地区の基本構想、
区域、バリアフリー経路



基本構想の改定

第1章では、制度・社会状況と市の現況を最新化しました

今回 ……前回部会後の主な更新

第1章 はじめに

1 バリアフリー基本構想策定・改定の背景 p.1-1

- 1-1 社会的な背景
- 1-2 基本構想の枠組み
- 1-3 バリアフリーに関する法整備
- 1-4 関連法令等
- 1-5 国が示すバリアフリー化の目標

2 バリアフリー環境を取り巻くさいたま市の現状 p.1-19

- 2-1 人口等
- 2-2 バリアフリー化の整備の実施状況

現行構想策定後の法制度・社会状況を反映

障害者差別解消法、認知症基本法等の関連法令、国の基本方針における第4次目標を追加

市の現況データを更新

最新の人口、高齢化率、障害者数等のデータに更新

今回

さいたま市のバリアフリー化整備実施状況を更新。

今回



基本構想の改定

第2章では、目標年度と取組方針を令和12年度に合わせました

第2章 全体構想

1 バリアフリーの基本方針 p.2-1

- 1-1 基本理念と目標
- 1-2 バリアフリー化の整備イメージ
- 1-3 目標実現に向けたバリアフリー化の取組方針

2 バリアフリー化の取組方針 p.2-23

- 2-1 取組の考え方
- 2-2 重点整備地区等のバリアフリー化の進め方
- 2-3 重点整備地区の設定の背景
- 2-4 バリアフリー化に向けた取組の流れ

3 重点整備地区・推進地区の設定の考え方 p.2-32

- 3-1 区域設定の考え方
- 3-2 生活関連施設設定の考え方
- 3-3 バリアフリー経路設定の考え方

4 バリアフリー化の推進に向けて p.2-36

- 4-1 特定事業計画の策定
- 4-2 心のバリアフリーについて
- 4-3～4-6 関連計画・管理体制等

今回 前回部会後の主な更新

基本理念と3つの目標は継続

基本理念は継続。バリアフリー法に基づく国の基本方針の第4次目標に合わせて目標年度を令和12年度へ更新

取組方針に新たな視点を追加

歩道等の適切な照度の確保、災害時・イベント時の対応等を追記

今回

重点整備地区の設定根拠となる指標の更新

鉄道駅の乗降客数や高齢者人口、主要施設の立地状況等のデータ更新

今回

心のバリアフリーと推進体制を更新

国の指標、さいたま市における心のバリアフリーの取り組み内容を更新

基本構想の改定

第3章では、重点整備地区の施設・経路・取組を更新しました

今回 前回部会後の主な更新

第3章 重点整備地区の基本構想

- 1 重点整備地区の基本構想の考え方 p.3-1
- 2 重点整備地区を中心としたさいたま市全域の取組 p.3-3
- 3 各重点整備地区の基本構想 p.3-5
 - 3-1 大宮地区の基本構想
 - 3-2 北浦和地区の基本構想
 - 3-3 浦和地区の基本構想
 - 3-4 さいたま新都心・北与野地区の基本構想
 - 3-5 武蔵浦和地区の基本構想
 - 3-6 岩槻地区の基本構想

6地区を引き続き重点整備地区に設定

駅乗降客数、高齢者人口、主要施設の立地等を再確認し、大宮・北浦和・浦和・さいたま新都心/北与野・武蔵浦和・岩槻を継続して重点整備地区に設定。

市全域の取組を追加

公共交通特定事業(タクシー)、情報のバリアフリーを市全域の取組として追加

生活関連施設・経路・区域を見直し

生活関連施設の新設・移転・閉鎖等を見直し、各地区の施設・経路・区域を更新。旧重点整備地区は銀行・郵便局・商業施設を追加

特定事業の事業内容、実施時期を更新

管理者・事業者への照会結果を踏まえ、未完了事業、実施時期、新規事業を反映

今回

第4章では、推進地区の図・施設・経路を更新しました

第4章 推進地区の基本構想

- 1 推進地区の基本構想の考え方 p.4-1
- 2 各推進地区の区域及びバリアフリー化経路 p.4-2
- 2-1 推進地区
- 2-2 バリアフリー化整備の基本的な考え方

重点整備地区以外の地区で、段階的・継続的にバリアフリー化を進める地区として位置付け

目的施設の更新にあわせて、必要に応じてバリアフリー経路を更新

区画整理の進展等に合わせた図の更新 今回

